

# 制限付き一般競争入札説明書

(平成 21 年 3 月 2 日制定)

(平成 21 年 11 月 2 日改正)

(平成 26 年 1 月 27 日改正)

南房総広域水道企業団

本入札説明書は、南房総広域水道企業団建設工事等に係る制限付き一般競争入札実施要領（平成 21 年 2 月 25 日制定。以下「実施要領」という。）に基づき実施する制限付き一般競争入札について、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について説明します。

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 及び南房総広域水道企業団財務規程（平成 2 年管理規程第 1 号。以下「財務規程」という。）第 112 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 財務規程第 113 条第 1 項に規定する南房総広域水道企業団入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による制限付き一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）に係る許可を有する者であること。
- (4) 対象工事等と同種の建設工事等について元請けとして施工実績があること。
- (5) 対象工事に配置する予定の法第 19 条の 2 に定める現場代理人及び法第 26 条に定める主任技術者又は監理技術者を適正に配置することができる者であること。
- (6) 企業団又は国及び他の地方公共団体等から対象工事等の公告日から対象工事等の入札日までの間、指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 条。以下「更生法」という。）第 17 条に定める更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下「再生法」という。）第 21 条に定める再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、更生法第 41 条に定める更生手続開始決定を受けている者又は再生法第 33 条に定める再生手続開始決定を受けている者を除くものとする。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。
- (9) 実施要領第 4 条第 2 項において定める個別の対象工事等に応じた資格要件を有すること。

## 2 入札参加手続等

- (1) 入札参加の申請は、実施要領第 5 条に定める公告（以下「入札公告」という。）の規定により、制限付き一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び制限付き一般競争入札参加申請資料等各 1 部を提出すること。
- (2) 申請書等は所定の日時及び場所へ持参するものとし、郵送によるものは受け付けない。
- (3) 入札参加の申請に必要な書類は次のとおりとする。
  - ア 制限付き一般競争入札参加申請資料提出一覧表（様式第 1 号）
  - イ 制限付き一般競争入札参加申請書（様式第 2 号）

- ウ 申請書（同種工事等の実績）に掲げる工事等に係る契約書のかがみ（写し）
- エ 配置予定技術者が資格を有することを証明する資料（写し）
- オ 更生法第 41 条に定める更生手続開始決定又は再生法第 33 条に定める再生手続開始決定を受けている者は、裁判所からの決定の通知（写し）
- カ 申請者の住所及び氏名を記載した返信用封筒（82 円切手を貼付けた長形 3 号）
- キ その他、申請にあたり提出を指示された資料

### 3 入札保証金

- (1) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、財務規程第 115 条の規定により、入札保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。
  - ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に南房総広域水道企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - イ 入札に参加する資格を有する者で、過去 2 年間に南房総広域水道企業団、国、他の地方公共団体その他の官公署と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 入札保証金は、契約保証金の一部に該当する場合を除き、開札後直ちに還付する。

### 4 入札等

- (1) 入札は、入札約款（平成 2 年 8 月 1 日制定）に基づき実施する。ただし、入札約款第 8 条に規定する再度入札は行わない。
- (2) 入札参加者は、入札書等を所定の日時及び場所へ持参するものとし、郵送による入札は禁ずる。
- (3) 入札参加者が、特にやむを得ない事情がある場合を除き、所定の日時までに所定の場所へ出頭しない場合は、入札を辞退したものと見なす。
- (4) 入札参加者は、入札に先立ち、実施要領第 7 条第 3 項に規定する受付票の写し（以下「受付票の写し」という。）を提出すること。
- (5) 入札書に記載する金額は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。

### 5 入札の取りやめ

- (1) 入札参加者が談合し、又は談合の恐れのある不穩の行動をとる等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留又は延期し、若しくは取りやめる。
- (2) 入札参加申請の受付の結果、入札参加希望者が一人であるとき、又は入札に先立ち、受付票の写しを提出した入札参加者が一人であるときは、特別な事情がない限り入札を取りやめる。

### 6 落札者の決定

- (1) 開札は、受付票の写しを提出したすべての入札参加者が入札書を入札箱に投函後、直ちに実施する。
- (2) 入札参加者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札した者があるときは、落札者を保留し、最低の価格をもって入札した者から順に上記 1 に規定する入札参加資格の有無を審査する。
- (3) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者が二人以上

あるときは、くじを引かせて第1順位者を確定し、第1順位者以外に入札価格が同額である者が二人以上あるときは、くじを引かせて順位を確定する。

- (4) 入札参加資格の審査の結果に基づき行われる南房総広域水道企業団建設工事等指名業者選定審査会規程（平成2年訓令第1号）第2条に定める南房総広域水道企業団建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見の結果、落札者を決定する。

## 7 落札者決定の通知

- (1) 落札者を決定したときは、落札者に対して直ちに電話等の方法により通知し、すべての入札参加者に対して速やかに書面により通知する。
- (2) 入札参加資格の審査等の結果、落札者と認められない入札参加者は、企業長に対して、その理由について書面を持参することにより説明を求めることができる。
- (3) 落札者と認められない入札参加者から、その理由について説明を求めた場合の回答は、書面により行う。

## 8 開札結果の公表

開札の結果については、閲覧又はその他の方法により公表する。

## 9 その他

- (1) 入札参加資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 提出された申請書等のヒアリングは実施しない。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
- (4) 提出された申請書等を公表又は申請者に無断で他の用途へは使用しない。
- (5) 工期（納入期限）は、事情により変更することがある。

## 10 問い合わせ先

南房総広域水道企業団 業務課企画経理班（契約担当）

〒298-0228

千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500

電話 0470-82-5651

FAX 0470-82-5654

E-mail keiyaku@m-sui.jp